

令和3年2月5日

一時預かり事業利用

保護者各位

千葉県子ども未来局子ども未来部

幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症に係る一時預かり事業の対応について

日頃より、本市保育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和3年2月2日、政府は、緊急事態宣言に係る期間を3月7日まで延長を行いました。保育園等については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年2月2日変更）」の中で、変更前と同様に、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所することとされております。

これを受け、一時預かり事業は、令和3年1月7日付「新型コロナウイルス緊急事態宣言後の一時預かり事業の対応について」において、お知らせした以下の対応を2月7日以降も継続することとしますので、お知らせします。

記

- 1 定期利用は、通常どおり利用可能とします。（利用停止等はありません。）
- 2 不定期利用は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、就労や通院・入院等のやむを得ない事情のみの利用としていただくようご協力をお願いします。
また、お子さんや保護者の方等が新型コロナウイルスに感染や濃厚接触者となった場合は、速やかに利用園へお知らせください。
- 3 登園前に検温し、健康状態の把握に努めていただき、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は利用を控えてください。
なお、送迎時にお子さんの検温結果、健康状態等を園職員にお伝えください。
また、登園後、発熱等の症状がみられた場合は、速やかに保護者の方に連絡しますので、かかりつけ医等を受診してください。
- 4 今後、国等からの方針が発せられ、対応を変更する場合は、その都度お知らせします。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

千葉県子ども未来局子ども未来部

幼保運営課助成第1班

電話：043-245-5729